

申請に対する処分

処分名	情報公開請求に対する決定
根拠法令	奄美市情報公開条例第11条
所管課	総務課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる対象者

何人も申請を行うことができる。

(2) 申請の方法

情報公開請求書(奄美市市情報公開条例施行規則第2条に規定)を提出する。

(3) 許認可等の要件

公開請求に係る情報が次に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、公開する。

ア 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、情報の公開をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの(以下「個人情報」という。)

(例) ・ 戸籍・身分に関する情報 … 国籍, 本籍, 住所, 続柄等

・ 経歴に関する情報 … 学歴, 職業, 職歴, 賞罰等

・ 心身に関する情報 … 心身障害, 疾病, 負傷, 容姿等

・ 能力・成績に関する情報 … 学業成績, 勤務成績等

・ 思想, 信条等に関する情報 … 思想, 信条, 信仰等

・ 財産及び収入状況に関する情報 … 収入・資産の状況, 納税額

- ・ 個人生活に関する情報 … 家庭・居住状況，社会活動，趣味
- ・ 特定の個人を識別することはできないが，情報の公開をすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの… 匿名の作文や無記名の著作物等

ただし，次に掲げる情報を除く。

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報

(イ) 人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要と認められる情報

(ウ) 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名の情報(情報の公開をすることにより当該公務員の権利利益を著しく害するおそれがあると認められるものを除く。)

(エ) 予算(交際費，旅費，食糧費及び政務調査費に限る。)の執行に関する情報に含まれる個人の職及び氏名の情報(情報の公開をすることにより当該個人の権利利益を著しく害するおそれがあると認められるものを除く。)

(オ) 実施機関が情報の公開を必要と認めて，本人からその承諾を得た個人情報

イ 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で，情報の公開をすることにより当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

- (例)
- ・ 生産技術に関する情報 … 生産品目，生産量，新製品の性能，仕様等
 - ・ 営業又は販売活動に関する情報 … 販売実績，原価，販売計画等
 - ・ 信用に関する情報 … 借入金の額，借入れの相手方，返済計画等

ただし，次に掲げる情報を除く。

(ア) 法人等又は事業を営む個人の行為によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、情報の公開をすることが必要と認められる情報

(イ) 法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な行為によって生ずる重大な支障から市民の生活を保護するため、情報の公開をすることが必要と認められる情報

(ウ) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができない情報

(例) 市民税申告書，課税台帳，印鑑登録原票，住民異動届，指定統計調査表等

ウ 情報の公開をすることにより人の生命又は身体の保護，財産の保護，犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

(例) 犯罪の発生を予防することが困難となる情報，例えば施設の警備状況等に関する情報

エ 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等(国及び他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における意思形成過程の情報で、情報の公開をすることにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(例) 市内部における決裁，国等の許可，審議会への諮問等意思決定に係る手続上にある情報で、公開することにより誤解や混乱を生ずる情報や意思形成に係る手続の途上にある情報であって、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずる情報

オ 立入り，検査，監査等の計画及び実施細目，争訟及び交渉の関係資料，契約の予定価格，試験の問題及び採点基準，職員の身分取扱い，用地買収計画等市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報で、情報の

公開をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(例) 事務事業の公正又は適正を確保するため、非公開とする必要がある情報であって当該事務事業を実施する目的が失われる情報、例えば実施前の試験問題や採点基準、実施前の契約予定価格など

2 標準処理時間

30日